
事業継続応援給付金の支給手続き 9割完了 ～売り上げ減少の事業者への支援順調～

本市では、新型コロナウイルスの影響により、国の持続化給付金の対象（売上高が50%以上減少）にはならないものの、売上高が減少した事業者の事業継続を支援するため、事業活動全般に活用可能な焼津市事業継続応援給付金を支給しています。今月15日から給付金申請の受け付けを開始し、25日に第1回目の支給を行いました。申請63件（6/25時点）のうち、60件（95%）について支給手続きが完了している状況です。

対 象

令和2年4月～6月のうち売上高が前年同月比で20%以上減少した月がある市内の小規模事業者

※国の持続化給付金の支給の対象となる人（売上高が50%以上減少した月がある人）、市または県からの休業要請に係る協力金の支給を受けた人は対象外です。

給付内容

最大20万円（売上高差額の50%分を支給します）

申請期限

8月31日（月）まで

受付方法

原則、商工課宛に郵送にて送付する

申請書等

市ホームページに掲載し、市役所本館、アトレ庁舎、各公民館、焼津商工会議所、大井川商工会でも配布しています。

問合先

焼津市経済部商工課 企業誘致政策担当 太田
TEL054-626-2260 FAX054-626-2188
